

平成 22 年度 住宅・建築物環境対策事業費補助金  
(中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化)

住宅・建築物の省エネ対策に関するサポートセンターの企画運営  
を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成 22 年 4 月 7 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅・建築物の省エネ化の主要な担い手である住宅・建築物関係事業者による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化を図るため、住宅・建築物の省エネ対策に関する問い合わせに対応等を行うサポートセンターの企画・運営を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅・建築物の省エネ対策に関するサポートセンターの企画運営を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅・建築物の省エネ化の主要な担い手である住宅・建築物関係事業者による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化を図るため、住宅・建築物の省エネ対策に関する問い合わせに対応等を行うサポートセンターの企画・運営を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅・建築物の省エネ化の推進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

住宅・建築物の省エネ対策に関するサポートセンターの企画運営

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成 22 年 4 月後半 ～ 平成 23 年 3 月 31 日

2. 補助対象事業者の要件

本事業に応募できる者は、全国的な事業を行う法人で、(1)～(4)のすべての要件を満たす者とします。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

- ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- (2) 技術能力に関する要件
  - ・住宅・建築物の省エネ性能に係る専門的な技術能力を備えていることなど事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) 守秘性に関する要件
  - ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
  - ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 藤原、栞原  
電話 03-5253-8111(内線 39429) ファクシミリ 03-5253-1629  
電子メール kuwahara-m235@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成22年4月8日(木)10時00分～平成22年4月15日(木)18時00分
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成22年4月16日(金)18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)  
「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 補助は、全国的な事業を行う機関として、1の機関に限り行うこととしている。
- (8) 詳細は説明書による。